

# 社会保険

# あいち



長篠設楽原パーキングエリア(新城市)

とじて保管しましょう

## 《今月の主な内容》

- 「被扶養者(異動)届」記入の注意点～添付書類の省略について
- 協会けんぽの各種申請書(届出書)の記入誤りの多い箇所について
- コラム ～日本の健康・世界の健康～
- 「日帰りバスツアーハイキング」のご案内
- 「社会保険事務講習会」開催のお知らせ

### 2023年度社会保険協会費納入のお願い

日ごろは、愛知県社会保険協会の事業運営に、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

2023年度社会保険協会費につきまして、「払込取扱票」を同封させていただきますので、納入にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、口座振替を希望された事業所様には、「口座振替のお知らせ」を同封させていただきます。

No. **557**

2023年5月

(隔月発行)

職場内で回覧しましょう

## 「被扶養者(異動)届」記入の注意点

### ～添付書類の省略について～

「被扶養者(異動)届」を提出する際には、続柄確認のために被保険者と扶養認定を受ける方の続柄が確認できる提出日から90日以内に発行された次のいずれかの添付書類が必要です(コピー不可)。

- ・扶養認定を受ける方の戸籍謄(抄)本
  - ・住民票の写し(被保険者が世帯主で、扶養認定を受ける方と同一世帯である場合に限る)
- ※被保険者と被扶養者の続柄が書面上で確認できるものを添付してください。

ただし、次のいずれにも該当するときは、続柄確認のための添付書類を省略することができます。

- ①被保険者と扶養認定を受ける方双方の個人番号(マイナンバー)が届書に記載されていること。
- ②上記書類により扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること。

②については、被扶養者欄の備考欄にある「※続柄確認済み□」のチェックボックスに✓点を入れていただくことで、記載に代えることができます(扶養認定を受ける方が複数の場合、各々チェックが必要となります)。

「※続柄確認済み□」のチェックボックスの✓点もれている場合、返戻の原因になりますので、ご提出の際に今一度ご確認をお願いします。

The image shows a portion of the '被扶養者(異動)届' form. The '備考' (Remarks) field is highlighted with a pink dashed circle, and a pink arrow points to it from the right. The text '※続柄確認済み' is written in red next to a checked box. The form also shows a barcode and other administrative information.

This is a close-up of the '備考' (Remarks) field. The text '備考' is written vertically on the left. To the right, the text '※続柄確認済み' is written in red next to a checked box. The field number '15' is in the top left corner, and '種別 31' is in the bottom right corner.

**Q.** 会社を退職し、第2号被保険者の被扶養配偶者になる予定ですが、どのような届出が必要ですか？

**A.** お答えします

会社を退職し、第2号被保険者(厚生年金被保険者)の被扶養配偶者になる場合には、国民年金の第2号被保険者から第3号被保険者になるための届出が必要です。

扶養されることになった日から14日以内に、「第3号被保険者関係届」を、健康保険または船員保険の被扶養者の届出と一緒に、必要書類を添えて、配偶者の勤務している会社(または共済組合)に提出してください。国民年金の第3号被保険者になった場合は、国民年金の保険料を納める必要はありません。

ただし、会社を退職したときの年齢が20歳以上60歳未満の方で、退職して結婚するまでに期間がある場合には、国民年金に加入することになりますので、国民年金の第1号被保険者になるための届出が必要です。

退職日の翌日から14日以内に、「被保険者資格取得・種別変更届」に退職日がわかる離職票などの必要な書類を添えて、市・区役所または町村役場の国民年金の窓口で手続きしてください。国民年金の第1号被保険者になった場合は、国民年金の保険料を納める必要があります。

## Q. オンライン事業所年金情報サービスでは、電子データをいつ受け取れますか？

### A. 答えします

#### 各種情報

各種情報（決定通知書等を除く）の電子データは、以下の通り定期的にe-Govのマイページで受け取れます。

各種情報・通知書	電子データを受け取れる日	(参考) 電子送付の希望登録期限
社会保険料額情報	毎月15日頃	毎月10日頃
保険料増減内訳書	毎月15日頃	毎月10日頃
基本保険料算出内訳書	毎年10月15日頃	毎年10月10日頃
賞与保険料算出内訳書	「被保険者賞与支払届」の提出により賞与保険料の計算が行われた月の15日頃	「被保険者賞与支払届」の提出により賞与保険料の計算が行われた月の10日頃
被保険者データ (算定用)	毎年6月第1営業日	毎年5月15日頃
被保険者データ (賞与用)	賞与支払予定月の1カ月前の第1営業日	賞与支払予定月の2カ月前の15日頃 ※賞与支払予定月の2カ月前の10日頃までに事業所関係変更(訂正)届で賞与支払予定月の登録が必要

#### 決定通知書等

電子送付を希望した決定通知書等の電子データは、紙または電磁的記録媒体（CD等）で提出された届書の処理が完了次第、その都度e-Govのマイページで受け取れます。

なお、閲覧期限は、e-Govのマイページに電子データが届いてから3カ月（90日）間です。閲覧期限を過ぎるとe-Govのマイページで閲覧できなくなるため、事前にPCに保存してください。

オンライン事業所年金情報サービスの利用方法等については  
日本年金機構ホームページをご覧ください



日本年金機構 オンライン事業所年金情報サービス

検索

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online\\_jigyousho.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html)

# 協会けんぽの各種申請書（届出書）の 記入誤りの多い箇所について

令和5年1月から  
**新様式**になっています

共通編・傷病手当金編

## 共通編

### ◆ 申請書1ページ目 ◆

	記号（左づめ）	番号（左づめ）	生年月日
被保険者証	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 1.昭和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 2.平成 3.令和
被保険者（申請者）情報	氏名（カタカナ） <input type="text"/>		
	姓と名の間は1マス空けてご記入ください。濁点（・）、半濁点（゜）は1字としてご記入ください。		
	氏名	※申請者はお勤めされている（いた）被保険者です。被保険者がお亡くなりになっている場合は、相続人よりご申請ください。	
郵便番号（ハイフン除く）	<input type="text"/>	電話番号（左づめハイフン除く）	<input type="text"/>

保険証に記載されている「カナ氏名」をご記入ください。  
※当該カナ氏名を振込先の口座名義として取扱います。



#### ● 口座名義の氏名と保険証氏名が違う場合

申請書には「**保険証のカナ氏名**」をご記入のうえ、預金通帳の写し（支店名や口座番号、口座名義人の確認できるページ）を添付してください。

## 傷病手当金編

### ◆ 申請書2ページ目 ◆

申請内容	② 被保険者の仕事の内容 (退職後の申請の場合は、退職前の仕事の内容)	
	③ 傷病名	<input type="checkbox"/> 療養担当者記入欄(4ページ)に記入されている傷病による申請である場合は、左記に☑を入れてください。別傷病による申請を行う場合は、別途その傷病に対する療養担当者の証明を受けてください。
	④ 発病・負傷年月日	<input type="text"/> 1.平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 2.令和
	⑤-1 傷病の原因	<input type="checkbox"/> 1. 仕事以外(業務外)での傷病 2. 仕事(業務上)での傷病 3. 通勤途中での傷病 } → ⑤-2へ
	⑤-2 労働災害、通勤災害の認定を受けていますか。	<input type="checkbox"/> 1. はい 2. 請求中(____労働基準監督署) 3. 未請求
	⑥ 傷病の原因は第三者の行為(交通事故やケンカ等)によるものですか。	<input type="checkbox"/> 1. はい 2. いいえ

傷病の原因が労働災害や通勤災害に該当する場合は、協会けんぽからの給付を行うことはできません。

該当するかどうか分からない場合は、労働基準監督署にご相談ください。

傷病手当金編

◆ 申請書3ページ目 ◆

被保険者氏名 (カタカナ)

勤務状況 2ページの申請期間のうち出勤した日付を「○」で記入してください。「年」「月」については出勤の有無に関わらずご記入ください。

1 05 年 04 月

2 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15  
16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

3

①	05	年	04	月	06	日	から	05	年	04	月	07	日	10000	円
②	05	年	04	月	10	日	から	05	年	04	月	10	日	5000	円
③	05	年	04	月	01	日	から	05	年	04	月	30	日	20000	円
④		年		月		日	から		年		月		日		円
⑤		年		月		日	から		年		月		日		円
⑥		年		月		日	から		年		月		日		円

- 1 申請期間を含む年月を必ずご記入ください。  
年月の記入もれが多数発生しています。出勤の有無に関わらず、年月の記入は必ずお願いします。
- 2 申請期間中に出勤した日に○印を記入してください。  
旧様式では欠勤を「/」、公休日を「公」、有給を「△」で表記いただいていたのですが、新様式では出勤の「○」のみご記入いただくこととなりました。
- 3 申請期間中の出勤していない日に対して支給した報酬のみをご記入ください。

よくあるケース	記入の要否	記入内容
有給とした場合	○	有給日と有給金額を記入（有給期間が連続していない場合は連続する期間ごとに記入） 例：① R5.4.6～R5.4.7 10,000円 ② R5.4.10～R5.4.10 5,000円 (R5.4.8～R5.4.9が公休日である場合)
固定給（通勤手当、住宅手当等）の支払があった場合	○	固定給の支給対象となった給与期間と金額を記入 例：③ R5.4.1～R5.4.30 20,000円
欠勤控除済みの場合	×	記入不要
時間給・日給者で支払がない場合	×	記入不要

記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのもので、健康保険組合の加入者様は内容が異なる場合があります。

協会けんぽの紙面（4,5ページ）についてのお問い合わせはこちら

**全国健康保険協会 愛知支部**  
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階  
TEL:052-856-1490(代表)

●受付時間 午前8:30～午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)

手続きは郵送でお願いします



メールマガジンにご登録ください。

健康保険、健康づくりに関する最新情報をお届けします。

3ステップで簡単登録!

- 1 ご登録画面へアクセス
- 2 新規登録をクリック
- 3 アドレスなど入力、確認ボタンをクリック

協会けんぽ愛知 メールマガ





## ～日本の健康・世界の健康～

### ウィズコロナ

名古屋市立大学看護学研究科 准教授 江 啓 発

今年の3月、筆者は台湾の実家に帰省した。台湾入国時、人々はマスク姿ではあったが、2022年8月15日から全ての旅客は、航空機搭乗前の3日以内に実施したPCR検査の陰性報告書の提出が不要となっており、家族や友人ともすぐに3年ぶりの対面を果たすことができた。台湾の日常生活でのコロナ対策は概ね日本と同じだと感じたが、日本に再入国する時は日本の水際対策に少々戸惑った。3月中旬時点では、有効な新型コロナウイルスワクチン3回接種証明書または72時間以内のPCR検査による陰性証明書が求められていた。ただ、2022年10月11日より入国者数の上限の撤廃、個人の外国人旅行者の入国の解禁といった水際対策が大幅に緩和されていたためか、一連の入国手続き自体は円滑であった。厳しく制限されていた頃に比べれば、相当緩和されたことが窺えた。

世界の先行きはどうなるのだろうか。世界保健機関(WHO)のテドロス事務局長は今年4月の記者会見で、2020年1月30日に発表した新型コロナウイルス感染拡大に対する「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」宣言を2023年内に解除する可能性を述べた。しかし、具体的な解除時期は明言されず、次の専門家委員会ですらなる慎重な検討が必要であると述べるだけに留まった。

アメリカ政府は今年1月30日、感染状況が落ち着いてきたとして、5月11日に「国家非常事態」宣言を解除する方針を明らかにした。2020年3月に打ち出されてから約3年が経過したことになる。これに伴い、連邦政府からの各州へのコロナ対策に関する財政支援が打ち切られることとなり、ワクチン接種などは有料になる見込みだ。今後、コロナワクチンについては、アメリカ食品医薬品局(FDA)が、季節性インフルエンザと同様に年1回の接種を推奨する検討が行われている。このように、欧米諸国では、新型コロナウイルス政策に多少の違いはあるものの、制限はほぼ解除されている。

日本では、今年3月13日以降は室内のマスク着用が原則個人の判断に委ねられ、新型コロナウイルス感染症は5月8日をもって感染症法上の「新型コロナウイルス等感染症」(2類感染症相当)から季節性インフルエンザと同等の「5類感染症」に移行する決定がなされた。この背景には、厚生労働省による、オミクロン株が拡大した去年夏の「第7波」では、デルタ株が拡大した一昨年の「第5波」と比べ、感染者の重症化率も致死率も大幅に減少したという報告がある。また、今年2月下旬に献血に訪れた16歳から69歳の約1万3000人の血液を分析した結果、新型コロナウイルスに感染した場合にだけできる抗体を持つ人の割合は全国で42.3%だった。40歳代以下は実に2人に1人が既に感染したことになる。ここで、感染症法上の分類の引き下げを目前に、対応がどのようになるか整理しておきたい。まず、季節性インフルエンザと同等の感染症となるため、入院患者の受け入れが、一般の医療機関でも可能になる。また、感染者や濃厚接触者に求められる待機期間はなくなる。一方で、2類感染症相当の全額公費で負担されている入院や検査の費用に自

己負担が生じ、ワクチン接種についても自己負担が発生することになる。ただし、受診控えによる治療の遅れや個人のワクチン接種控えが懸念されていることから、政府関係者間では、5類感染症に移行してからも暫くは、公費負担のままとする検討もされているようだ。

近隣の東アジア諸国の対策にも変化が見られる。まず、長い間「ゼロコロナ」政策を堅持していた中国だ。中国では、伝染病防治法(感染症予防治療法)に基づき、伝染病は重篤性や感染性の高いものから順に甲類(ペストとコレラのみ)・乙類・丙類(季節性インフルエンザなど)の3種類に分類される。新型コロナウイルス感染症は、麻疹、狂犬病等と同様の「乙類伝染病」に指定されているが、予防・管理面については、最も厳しい「甲類伝染病」の措置である感染者の隔離、濃厚接触者のトラッキングが適用されてきた。政府は、2023年1月8日以降、新型コロナウイルス感染症について、伝染病防治法上の分類は乙類伝染病のままとし、予防・管理措置の分類は、最も厳しい甲類から、乙類の措置に引き下げを行うことにした。今年の3月以降、正式な発表はなかったものの、公共交通機関などのマスク着用は依然として推奨されているが強制ではなくなったと言われている。

韓国では、2023年1月30日から、公共交通機関や医療機関を除き、室内のマスク着用義務が解除された。感染症予防管理法に基づき、重症度や感染力の強い順に1～4級に分類されているうち、同国の新型コロナウイルス感染症は、結核、コレラなどと同様の2級に指定され、感染者には隔離が義務付けられている。4級に引き下げられれば、季節性インフルエンザと同様となり、隔離義務がなくなる。今年1月、疾病管理庁の長官は、分類による措置の引き下げに向けた議論を始める段階にあるという認識を示した。

台湾では、2022年9月29日から、ビザ(査証)免除の対象国・地域については、ビザなし渡航が再開され、台湾入国時の到着空港におけるPCR検査が廃止された。また、今年3月20日から、新型コロナウイルス陽性者のうち、軽症者・無症状感染者は、届け出と5日間の隔離が不要となった。台湾の伝染病防治法では法定伝染病が1～5類に分類され、新型コロナウイルス感染症は「5類法定伝染病」に指定されている。今年3月19日までは全ての陽性者に対し届出が義務付けられてきたが、上記の変更により、新型コロナウイルスに感染しても、軽症・無症状感染は届出が不要のため、法定伝染病としての扱いはされなくなる。ただし、重症化した感染者(発熱38度以上などの基準)についてのみ、5類法定伝染病として扱われる。

様々な対策が撤廃され、コロナ以前の生活が戻ってくる兆しだが、新型コロナウイルスがこの世から消滅したわけではない。この厄介なウイルスと我々は同じ世界に存在しているのだ。歴史上、幾多の感染症大流行の危機をかいくぐってきた人類は、今回も何らかの知見を得たはずである。今後、平穏な日常を送ることができるよう、祈らずにはいられない。

参加申込募集

「日帰りバスツアーハイキング」のご案内

2023年4月～6月（春）の名鉄観光バス「日帰りバスツアーハイキング」コースのうち、下記のコース（出発日限定）について、旅行代金の一部補助を行います。

参加補助券を発行しますので、当日ご持参ください。

「あじさいの舞鶴自然文化園と多祢山に登る」コース 京都府

- 出発日：2023年6月24日（土）
- 集合場所：名鉄バスセンター4階
- 集合時間：午前7時30分（出発 午前7時50分）



◆ハイキングコースについて

難易度 中級者向き  
距離 6.5km 時間 2時間30分 標高差 350m

- ◆旅行代金 おとな 9,800円  
こども 9,300円
- ◆補助金額 1名様につき1,000円（おとな、こども同額）
- ◆募集定員 100名（1事業所4名様まで）
- ◆参加資格 2022年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者
- ◆申込期限 6月9日（金）  
\*募集定員に達したときは、受付を締め切らせていただきます。（ホームページにその旨掲載いたします。）

※申込方法（申込書様式）等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX（052-678-7334）にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。（必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。）

申込募集!

2023年度 プール利用補助券発行のご案内

下記施設のプール利用補助券を発行します。

- |              |                                |                    |
|--------------|--------------------------------|--------------------|
| 契約施設<br>利用期間 | ① ラグーナテンボス ラグナシアプール（蒲郡市海陽町）    | 7月1日（土）～9月24日（日）まで |
|              | ② ナガシマスパーランド ジャンボ海水プール（桑名市長島町） | 7月8日（土）～9月25日（月）まで |

発行枚数 8,000枚（2施設の合計枚数）  
※ただし、1事業所の交付枚数を事業所の規模（被保険者数）に応じ、右記の表のとおり**上限枚数（2施設の合計枚数）を設定**させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

事業所規模 （被保険者数）	上限枚数 （2施設の合計枚数）
1～99人	10枚
100～499人	20枚
500～999人	30枚
1,000人以上	40枚

申込資格 2023度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者  
（ただし、2023年6月30日までに申し込みの場合は、2022年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者も対象とさせていただきます。）

※申込方法（申込書様式）等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX（052-678-7334）にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。（必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。）

タイムズカーレンタル 優待サービスのお知らせ

愛知県社会保険協会の会員事業所にお勤めの方は、タイムズカーレンタルの優待サービスが受けられます。

インターネット予約の場合に限り、レンタカー全車種が通常料金の**25%OFF**でご利用いただけます。

申込は、愛知県社会保険協会ホームページ内の専用バナーをクリックして、予約手続きを行ってください。

なお、電話、来店による予約については適用されませんのでご了承ください。



## 受講者募集！「社会保険事務講習会」開催のお知らせ

愛知県社会保険協会では、下記の日程で社会保険事務講習会を開催いたします。  
新しく社会保険に加入されました事業所の方、社会保険事務担当者が交代されました事業所の方など、受講をご希望の皆様のお申し込みをお待ちしております。

◆開催日時・会場 各会場とも午後2時開始、午後4時15分終了予定（受付：午後1時30分から）

開催日	会場	所在地	定員(名)
7月12日(水)	尾張一宮駅前ビル(i-ビル) 2階 大会議室	一宮市栄3-1-2	60
7月13日(木)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室1101	名古屋市中村区名駅4-4-38	65
7月14日(金)	刈谷市総合文化センター(アイリス) 501~503講座室	刈谷市若松町2-104	65
7月18日(火)	アイプラザ半田 研修室	半田市東洋町1-8	50
7月19日(水)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室1201	名古屋市中村区名駅4-4-38	65
7月20日(木)	岡崎商工会議所 401会議室	岡崎市奄美南1-2	30
7月21日(金)	栄ガスビル 5階 キングルーム	名古屋市中区栄3-15-33	80
7月25日(火)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室1101	名古屋市中村区名駅4-4-38	65
7月26日(水)	豊橋商工会議所 406会議室	豊橋市花田町字石塚42-1	50

講習会は各会場とも同じ内容で行いますので、ご都合のよい日をお選びのうえお申し込みください。

- ◆講習内容
1. 社会保険制度の仕組みについて
  2. 健康保険・厚生年金保険の適用、保険料について
  3. 健康保険給付の手続きについて

◆講師 社会保険労務士

◆申込資格

- 2022年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の方
- 2022年8月から2022年12月までの間に新規適用となった事業所の方  
(申し込みは、1事業所1名様とさせていただきます。)

◆受講料 無料

◆申込期限 6月15日(木) ※申込者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。  
(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

### 事業所の名称、所在地等に変更があった場合は、お知らせください

事業所名称、所在地等に変更がございましたら、お手数ですが下記の様式にご記入のうえ、  
FAX(052-678-7331)または郵送にてお知らせください。

年 月 日

一般財団法人 愛知県社会保険協会長 殿

整理番号 ※  ※会費の受領証(払込票)・口座振替のお知らせに記載されている整理番号を  
記入してください。  
(変更のある項目のみ記入してください。)

	変更前	変更後
事業所整理記号	(例「中いるは」[東ABC])	
フリガナ		
事業所名称		
事業所所在地	〒 -	〒 -
電話番号	( ) -	( ) -

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電話番号 ( ) -

㊞

社会保険 あいち No.557

— 令和5年5月発行 —

記事提供：日本年金機構大曽根地域代表年金事務所  
全国健康保険協会愛知支部

発行：一般財団法人愛知県社会保険協会

〒456-0022

名古屋市熱田区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階

☎ 052-678-7330 URL <https://www.shaho-aichi.jp>